

【個人情報の取扱いに関する規約】

私は、株式会社 SBI 新生銀行(以下「銀行」といいます。)のカードローン「SBI 新生銀行カードローン エル」を申込むに際して、本申込みにかかる私の個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)に基づき、銀行および新生フィナンシャル株式会社(以下「保証会社」といいます。)が下記条項のとおり取り扱うことを確認し、その内容に同意します。なお、私は、銀行および保証会社が、①本申込みに基づき契約(以下「本契約」といいます。)が成立した場合(本契約の終了後および解約後も含みます。)にも、本申込みにかかる個人情報を、また、②本契約が不成立の場合であっても、その理由のいかんを問わず、本契約にかかる申込みをした事実に関する個人情報を、下記条項のとおり取り扱うことを確認し、その内容に同意します(以下、本契約にかかる申込みを行う者を「会員等」といいます。)。

第1条(個人情報の利用目的、取得の同意)

(1) 会員等は、銀行および保証会社が、会員等の個人情報を以下の業務ならびに利用目的達成に必要な範囲で利用することに同意します。

① 銀行における業務内容および個人情報の利用目的

業務内容	<input type="checkbox"/> 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務 <input type="checkbox"/> 投信販売業務、保険販売業務、証券仲介業務、信託業務、社債業務等法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務 <input type="checkbox"/> その他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含みます。)
利用目的	(a) 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込みの受付のため (b) 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人の確認等や、金融商品やサービス利用にかかる資格等の確認のため (c) 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的な取引における管理のため (d) 融資の申込みや継続的な利用等に際しての判断のため (e) 適合性の原則に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため (f) 与信業務に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため (g) 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため (h) 契約(銀行とお客さまとの間の契約および銀行の業務に直接的または間接的に関連する契約をいいます。)や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため (i) 市場調査、ならびにデータ分析やアンケート実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため (j) ダイレクトメール発送等、金融商品やサービス提供に関する各種ご提案のため (k) 銀行や銀行関係会社(銀行の有価証券報告書に記載されている関係会社をいう。以下同じ。)および銀行の提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため なお、保険契約募集に関する銀行とお客さまとの取引が、銀行におけるお客さまに関する他の業務に影響を及ぼすことはございません。 (l) 各種取引の解約や取引の解約後の事後管理のため (m) その他、銀行が提供する金融商品やサービスを適切かつ円滑に履行するため (n) 本条(1)①(a)～(m)記載の利用目的のために行う会員等の行動・関心等の分析のため なお、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、以下のとおり、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。銀行は、銀行法施行規則第 13 条の 6 の 6 等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。また、銀行法施行規則第 13 条の 6 の 7 等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

② 保証会社における個人情報の利用目的

利用目的	(a) 現在および将来における保証会社の与信判断のため (b) 与信ならびに与信後の権利の保存、管理、変更および権利行使のため (c) 求償権に関する債権譲渡等の処分および担保差し入れその他の取引のため (d) 保証会社と申込人等との取引および交渉経過その他の事実に関する記録保存のため (e) 保証会社内部における市場調査および分析ならびに金融商品およびサービスの研究および開発のため (f) 保証会社および保証会社関係会社(保証会社が掲載するホームページに関連会社として記載されている子会社および関連会社をいう。以下同じ。)が提供するサービスに関するダイレクトメール、e メール、SMS(ショートメッセージサービス)等による情報提供、営業案内その他の連絡等を行うため (g) 会員等と保証会社関係会社との契約を媒介するためおよび媒介の可否を判断するため (h) 本条(1)(2)(a)～(g)記載の利用目的のために行う会員等の行動・関心等の分析のため
------	--

(2) 会員等は、銀行および保証会社が、保護措置を講じた上で以下の各号の個人情報を取得し、登録、利用して、銀行および保証会社の定める期間保存することに同意します。また、銀行および保証会社が必要があると認めた場合には、銀行および保証会社が、会員等の住民票および戸籍の附票を取得し、電話帳データベース、電話番号の利用状況のデータベース、住宅地図(データベースを含みます。)、およびインターネット等から、会員等の個人情報を取得し、当該情報を銀行のデータベースに登録することがあります。

- (a) 属性情報(氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、e メールアドレス、SMS(ショートメッセージサービス)、勤務先(お勤め先の内容)、家族構成、家族の属性情報、居住状況、お取引ニーズに関する情報、識別番号、会員等の使用するデバイス及びブラウザに関する情報等の会員等の属性に関する情報)
 - (b) 契約情報(契約の種類、申込日、契約日、利用日、商品・役務名、契約額、利用額、金利、返済回数、毎月または毎回の支払額、支払方法、自動振替口座、その他の預金口座等の本契約の内容に関する情報)
 - (c) 取引情報(本契約に関する利用残高、日々の返済状況等、取引の現在の状況および履歴に関する情報等の会員等との本取引に関する情報、預金口座に関する情報)
 - (d) 信用判断のための情報(会員等の資産、負債、収入、支出等、銀行が収集している他の商品・サービス等の利用履歴、本契約以外に銀行と締結する契約に関する利用残高、返済状況等の会員等の信用判断を行うための情報)
 - (e) 本人確認のための情報(会員等の運転免許証(運転免許証番号を含みます。)、パスポート等(記号番号を含みます。)から、本契約を行う者が本人であることを確認し、本人の居所を確認するために得る情報)
 - (f) 画像情報(銀行が設置しているカメラ等にて取得した映像・画像)
 - (g) 音声情報(銀行が記録した銀行の従業員と会員等との会話等)
 - (h) 本籍地情報(保証会社は、居所を確認するため住民票および戸籍の附票から取得し、利用、登録します。銀行では取得しません。)
- (3) 会員等は、銀行および保証会社が、各種情報提供サービス運営事業者等の個人関連情報取扱事業者から届出電話番号の現在及び過去の有効性(通話可能か否か)に関する情報を取得し、これを前項に基づき自社のデータベースに登録した個人情報と結びつけた上で、本条(1)記載の利用目的を達成するために利用することに同意します。

第2条(個人情報の銀行と保証会社との相互提供、第三者提供および共同利用の同意)

(1) 会員等は、銀行および保証会社が所定の利用目的のために、所定の個人情報を相互に提供し、利用することに同意します。

相互提供される個人情報 <銀行および保証会社共通>	① 第1条(2)(a)～(g) ② 交渉経過情報
<銀行から保証会社への情報提供>	① 銀行における預金その他の金融資産の残高情報、他の借入金の残高情報・返済状況等、保証会社における取引管理または取引上の権利の保全に必要な日次の情報(過去のものを含みます。) ② 銀行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報
<保証会社から銀行への情報提供>	① 保証会社における保証審査の結果に関する情報

	② 保証番号や保証料金額等、保証会社における取引に関する情報（過去のものを含みます。） ③ 保証会社における保証残高情報、他の保証取引に関する情報等、銀行における取引管理または取引上の権利保全に必要な情報 ④ 銀行の代位弁済請求に対する代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続きに必要な情報 ⑤ 保証会社において代位弁済を完了した後の求償債権の回収状況に関する情報
提供先における利用目的	第1条(1)に記載の各目的

(2) 会員等は、銀行が銀行関係会社、保証会社が保証会社関係会社に対しそれぞれ個人情報を第三者提供することに同意します。

第三者提供先	銀行関係会社および保証会社関係会社
第三者提供される個人情報	① 第1条(2)(a)～(g) ② 交渉経過情報
第三者提供先における利用目的	① 第1条(1)に記載の各目的（但し、第1条(1)における「銀行」は「銀行関係会社」と、「保証会社」は「保証会社関係会社」と読み替えるものとします。） ② 与信（途上与信を含む）および与信後の管理業務（金融商品・サービスに関する通知および与信に関する債権の譲渡を含む）のため ③ 金融商品・サービスに関する広告・勧誘および広報のため

(3) 会員等は、銀行およびそのグループ企業（以下銀行と併せて「SBI新生銀行グループ」といいます。）のうち個人情報の共同利用について提携する企業が、以下の利用目的達成に必要な範囲において、以下の個人情報（但し、第6条の個人信用情報機関から取得した個人情報を除く。）を共同して利用することに同意します。

※SBI新生銀行グループとは、銀行、ならびに銀行の有価証券報告書等に記載する銀行の連結子会社および持分法適用関連会社をいい、共同利用する場合は、そのうち個人情報の共同利用について提携する企業名を別途銀行のホームページにて公表します。

共同利用する者	SBI新生銀行グループのうち個人情報の共同利用について提携する企業
共同利用される個人情報	① 第1条(2)(a)～(g) ② 交渉経過情報
共同利用する者の利用目的	① 会員等へのグループ各社および提携会社の各種商品・サービスのご提案、ご案内のため ② 会員等が利用している商品・サービスのアフターサービス、およびグループ特典・優遇のご提供のため ③ 各種商品・サービスのご提供に際しての判断のため ④ SBI新生銀行グループによる各種リスクの把握、与信後の管理および適切な経営管理のため ⑤ 各種商品・サービスの研究、開発、市場調査のため
個人情報の管理について責任を有する者	株式会社 SBI新生銀行

第3条(その他の個人情報の利用・提供の同意)

会員等は、銀行および保証会社が保護措置を講じた上で、個人情報を以下に定める事項に利用・提供することに同意します。

- (1) 第1条(1)記載の利用目的を達成するため銀行および保証会社の業務を第三者に委託する場合に、当該業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託すること。
- (2) 会員等が所在不明（会員等が住所変更等の届出を怠るなど連絡が取れない状態を含みます。）または病気、意識不明等の障害を受けた事を銀行または保証会社の調査により確認した場合に、銀行または保証会社の裁量により、会員等の親族等適切な範囲の関係者に対し、要請のあった会員等の第1条(2)(a)属性情報、(b)契約情報および(c)取引情報の全部または一部を開示すること。

第4条(債権譲渡等における情報提供)

会員等は、本契約による銀行および保証会社の債権について、他の事業者等に対して債権譲渡・担保提供・信託その他の処分が行われる場合、会員等の個人情報が、当該処分のために必要な範囲内で、処分の相手方またはその候補者に提供され、債権管理・回収等の目的のために利用されることに同意します。

第5条(債権回収会社との相互の情報提供)

会員等は、銀行および保証会社が「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収会社に対して、本契約による銀行の債権の管理・回収業務を委託する場合には、債権の管理・回収業務に必要な範囲内において、銀行と当該債権管理回収会社との間で、会員等の個人情報を相互に提供・利用することに同意します。

第6条(個人信用情報機関への提供・登録・利用の同意)

- (1) 会員等は、①銀行および保証会社が、銀行および保証会社の加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの。以下「加盟先機関」といいます。）に下記の「登録情報」に記載の個人情報を提供し、加盟先機関に当該個人情報が下記の「登録期間」記載の期間、登録されること、②加盟先機関が、その加盟会員および加盟先機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携先機関」といいます。）の加盟会員にデータ送信等の方法により当該個人情報を提供すること、③上記②において提供した当該個人情報が返済または支払能力の調査目的のみに利用（但し、全国銀行個人信用情報センターの情報に限り、転居先の調査目的にも利用します。但し、返済能力に関する情報については、銀行法施行規則により、返済能力の調査の目的に限られます。以下同じ。）されること、ならびに④加盟先機関および提携先機関に会員等の個人情報が登録されている場合に、銀行および保証会社が当該個人情報の提供を受け、会員等の返済または支払能力の調査目的のみに利用することに同意します。
- (2) 会員等は、下記の「登録情報」に記載の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、加盟先機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、加盟先機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

登録情報	登録期間		
	全国銀行個人信用情報センター	株式会社日本信用情報機構	株式会社シー・アイ・シー
(a)本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号および運転免許証等の記号番号等）	左記(b)から(h)の情報のいずれかが登録されている期間		
(b)申込みに基づく個人情報ならびに申込日および申込み商品種別等の情報	銀行が信用情報を利用した日から1年を超えない期間	銀行・保証会社が、信用情報を照会した日から6ヶ月以内	保証会社が、信用情報を照会した日から6ヶ月間
(c)契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額および保証額等）、ならびに返済状況に関する情報（入金日、入金予定期、残高金額、完済日および延滞、延滞解消等）	本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間（但し、延滞情報については延滞継続中、延滞解消の事実にかかる情報については当該事実の発生日から5年を超えない期間）	契約継続中および契約終了後5年以内	契約期間中および契約終了後5年以内
(d)取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立および債権譲渡等）	本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間	契約継続中および契約終了後5年以内（但し、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）	契約期間中および契約終了後5年間

(e)不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6カ月を超えない期間。取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間	—	—
(f)官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間	—	—
(g)登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	—	当該調査中の期間
(h)本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間	—	—

* 開示等の手続について

会員等は、加盟先機関に登録されている個人情報に係る開示請求または当該個人情報に誤りがある場合には、訂正、削除等を、加盟先機関が定める手続および方法によって、請求することができるものとします。(銀行および保証会社ではできません。)

第7条(銀行および保証会社が加盟する個人信用情報機関)

銀行および保証会社が加盟する個人信用情報機関(○で表記)と同機関と提携する個人信用情報機関(△で表記)の名称等は下表の通りです。各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。

個人信用情報機関名・主な加盟会員	住所・電話番号・ホームページアドレス	銀行	保証会社
全国銀行個人信用情報センター	〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 TEL:03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/	○	△
株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)	〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館 TEL:0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/	○	○
株式会社シー・アイ・シー (貸金業法、割賦販売法に基づく指定信用情報機関)	〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL:0120-810-414 https://www.cic.co.jp/	△	○

第8条(個人情報の利用目的の通知・開示・訂正等)

- (1) 会員等は、銀行および保証会社に登録(登録とは電子計算機、ファイリングにより検索可能な状態にあるものとします。)されている個人情報について、銀行および保証会社所定の方法により利用目的の通知・開示するよう請求することができ、銀行および保証会社は、これに応じて開示する(開示請求を受けた個人情報が存在しないときにはその旨を通知することを含みます。)ものとします。但し、銀行および保証会社または第三者の営業秘密・ノウハウに属する情報、会員等に対する評価、分類、区分に関する情報、その他銀行および保証会社内部の業務に基づき記録されこれが開示されると業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがあると銀行および保証会社が判断した情報については、開示しないものとします。
- (2) 会員等から銀行および保証会社保有の個人情報について、内容が事実でないという理由で個人情報の訂正、追加、削除の請求がなされた場合は、銀行および保証会社は、本規約の利用目的達成に必要な範囲内において速やかに調査し、当該調査の結果、当該個人情報の訂正、追加または削除が必要であると銀行および保証会社が判断した場合は、速やかに当該個人情報の訂正、追加または削除を行うものとします。但し、法令により特別の手続が定められている場合は、これに従うものとします。

第9条(個人情報の利用・提供の停止)

- (1) 銀行および保証会社は、第1条(1)に規定している利用目的のうち、同条(1)①(j)(k)および同条(1)②(f)(g)について、会員等から個人情報の利用・提供の停止の請求があったとき、または第2条(2)に基づく第三者提供もしくは第2条(3)に基づく同項①の目的での共同利用について停止の請求があったときは、遅滞なくそれ以降の当該目的での利用・提供を停止する措置をとるものとします。
- (2) 前項の利用・提供の停止の請求手続きについては、SBI新生銀行カードローン エルのホームページ(<https://lake.jp>)、保証会社のホームページ(<https://shinseifinancial.co.jp>)に掲載しております。
- (3) (1)に定める場合および個人情報の保護に関する法律に定める場合を除き、本契約が不成立の場合であっても、本契約の申込みにかかる個人情報の利用・提供を停止することはできません。

第10条(規約の不同意)

銀行および保証会社は、会員等が本契約に必要な記載事項(本申込書で申込者が記載すべき事項)の記入を希望しない場合および本規約に同意しない場合には、本契約をお断りすることができます。但し、第1条(1)①(j)(k)および同条(1)②(f)(g)、第13条の目的による個人情報の利用、ならびに第2条(2)に基づく第三者提供および第2条(3)に基づく同項①の目的での共同利用に限り、これに同意しない場合でも、銀行および保証会社はこれを理由に本契約の締結をお断りすることはありません。

第11条(規約の変更)

本規約について変更が生じた場合は、必要に応じて会員等に公表または通知するものとします。

第12条(お問合せ窓口)

- (1) 会員等は、第8条(1)による自己の個人情報の開示請求をする場合には、本規約の末尾に記載の「個人情報の取扱いに関する窓口」に連絡して銀行および保証会社所定の書面を銀行および保証会社に提出(郵送を含みます。)することにより請求し、同時に、銀行および保証会社所定の手数料を支払うものとします。会員等が銀行および保証会社所定の前記手続に従わない場合には、銀行および保証会社は、会員等の開示請求を受け付けない場合があります。
- (2) 会員等は、第8条(2)による個人情報の訂正・追加・削除請求や、第9条による個人情報の利用停止等の申出等、自己の個人情報に関する問合せをする場合には、本規約の末尾に記載の「個人情報の取扱いに関する窓口」に申し出るものとします。
- (3) 会員等から前二項の申出がなされた場合には、銀行および保証会社は、会員等に対し、会員等の個人情報の特定に必要な事項(住所、ID、パスワード、会員番号等)の提示を求めるができるものとし、また、申出者が個人情報の対象者本人であることを確認するため、本人確認に必要な書類(運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券(パスポート)および、印鑑証明書等(それらの写しを含みます。)ならびに実印)の提示を求めるができるものとし、会員等はこれに応じるものとします。
- (4) 本条の各請求の具体的な手続等については、銀行および保証会社のホームページをご覧下さい。

第13条(eメールアドレス、SMS(ショートメッセージサービス)への広告送信についての同意)

会員等は、銀行および保証会社が、会員等から本契約の際または本契約後任意に銀行および保証会社に提示した会員等のeメールアドレス、SMS(ショートメッセージサービス)に対して、インターネットを含む電子媒体を利用して銀行、保証会社、銀行関係会社および保証会社関係会社が提供する商品・サービスの宣伝広告を送信することに同意します。

■個人情報の取扱いに関する窓口

(1) 株式会社 SBI 新生銀行

コンシューマーファイナンス部 お客様相談室(個人情報担当)

TEL:0120-019-711

(受付時間:平日午前 9 時 30 分から午後 6 時 00 分 ※土・日・祝日を除く)

ホームページ <https://lake.jp>

(2)新生フィナンシャル株式会社

お客様相談室(個人情報担当)

TEL:0120-019-208

(受付時間:平日午前 9 時 30 分から午後 6 時 00 分 ※土・日・祝日を除く)

ホームページ <https://shinseifinancial.co.jp>

■個人情報取扱事業者

株式会社 SBI 新生銀行

新生フィナンシャル株式会社

2023 年 1 月 4 日改定

登録 No.10059 23.01

【保証委託契約約款】

委託者は、株式会社 SBI 新生銀行(以下「甲」といいます。)との「SBI 新生銀行カードローン エル」にかかる金銭消費貸借契約(以下「原契約」といいます。)に基づく債務について、以下の各条項を確認し承認の上、新生フィナンシャル株式会社(以下「乙」といいます。)に対して保証を委託します。

第1条(保証委託)

- (1) 委託者は、原契約に基づき、委託者が負担する借入金、利息、損害金その他一切の債務について、乙に保証を委託します。
- (2) 原契約に関して委託者のためにする甲乙間の個別の保証契約は、乙が甲に対して保証することを承認した後、甲が委託者に対して原契約に係る貸付けを行ったときに、成立するものとします。
- (3) 原契約の内容が変更されたときは、本契約に基づく保証委託の内容も当然に変更されるものとします。
- (4) 本契約に基づく保証委託の効力は、原契約が終了し、かつ原契約に基づき委託者が甲に対し負担する債務が完済するまでの間、存続します。

第2条(保証の解除)

- (1) 保証債務が履行済みであるかどうかを問わず、乙の保証債務が免責される事由が生じた場合には、委託者は、乙が既に負担した保証債務を免れることを承諾します。
- (2) 委託者は、前項により保証債務の効力が喪失した場合にも、既に甲から借り入れた債務については、引き続き弁済の責を負うものとします。

第3条(求償権の事前行使)

- (1) 委託者が次の各号の1つでも該当した場合は該当するおそれのあるときは、委託者は、乙が次条の代位弁済前に求償権を行使しても何らの異議を述べないものとします。
 - ① 仮差押・差押・仮処分もしくは競売の申請または破産・民事再生手続開始の申立てがあったとき
 - ② 公租公課につき差押、または保全差押を受けたとき
 - ③ 振り出した手形・小切手が不渡となったとき
 - ④ 原契約に基づき委託者が甲に対し負担する債務の一部でも履行を遅滞したとき
 - ⑤ 甲または乙に対する他の債務の1つでも期限の利益を喪失したとき
 - ⑥ 乙に対する住所変更の届出を怠る等委託者の責に帰すべき事由によって、乙において委託者の所在が不明となったとき
 - ⑦ その他債権保全のために必要があると乙が認めたとき
- (2) 乙が前項により求償権行使する場合には、委託者は、民法461条に基づく主張を行いません。

第4条(代位弁済)

- (1) 委託者が甲に対する債務の履行を遅滞したこと、委託者が甲に対する債務の期限の利益を喪失したことその他の事情により、乙が甲から保証債務の履行を求められたときは、乙は、委託者に対して何ら通知、催告を要せず、保証債務を履行するものとします。委託者は、これに対して何らの異議を述べないものとします。
- (2) 乙が甲に代位弁済した場合には、甲が委託者に対して有していた一切の権利が乙に承継されるものとします。委託者は、これに対して何らの異議を述べないものとします。
- (3) 前項により乙が承継した権利行使する場合には、原契約および本契約の各条項が適用されます。

第5条(求償権の範囲)

乙が前条第1項の代位弁済をしたときは、委託者は、乙に対し①代位弁済額全額、②これに対する弁済の日の翌日から完済まで年14.6%の割合による遅延損害金、③乙が代位弁済に要した費用および④乙が①から③までの金額を請求するために要した費用を支払います。

第6条(弁済の充当順位)

委託者の弁済額が、本契約から生じる乙に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、乙が適當と認める順序、方法により充当できます。なお、委託者について、乙に対する複数の債務があるときも同様とします。

第7条(報告等)

- (1) 委託者の氏名、職業、住所、居所、電話番号等の事項について変更があったときは、直ちに乙に対して書面によって通知し、乙の指示に従います。
- (2) 前項の届出を怠った事を理由とする乙からの委託者に対する通知その他送付物の延着または不到達の場合、かかる通知その他送付物は通常到達すべき時に委託者に到達したものとみなされるものとします。
- (3) 委託者の財産、収入、信用等の事項について乙から請求があったときは、直ちに乙に対して報告し、乙の指示に従います。
- (4) 委託者は、財産状況等について重大な変動が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、直ちに乙へ報告し、その指示に従います。

第8条(調査)

- (1) 委託者は、乙が委託者についてその財産、収入、信用等を調査しても何ら異議はありません。
- (2) 委託者は、委託者の財産の調査について乙が必要とするときは、乙を委託者の代理人として市町村の固定資産台帳等の公簿を閲覧することを委任します。
- (3) 委託者は、乙が債権保全上必要と判断した場合に、乙が住民票・戸籍謄(抄)本を請求することに同意します。

第9条(費用の負担)

- (1) 乙が第4条第1項の代位弁済によって取得した権利の保全もしくは行使または担保の保全、行使、もしくは処分に要した費用および本契約から生じた一切の費用は、委託者の負担とし、委託者は、乙の請求により直ちにこれらを支払います。
- (2) 委託者は、乙所定の場合には、法令の定める範囲内で以下の費用または手数料を負担するものとします。
 - ① カードの再発行の手数料
 - ② 委託者に交付された書面の再発行及び当該書面の交付に代えて電磁的方法により委託者に提供された事項の再提供の手数料
 - ③ 債務の弁済の費用のうち、
 - a. 公租公課の支払いに充てられるべきもの
 - b. 強制執行の費用、担保権の実行としての競売の手続の費用その他公の機関が行う手続に関してその機関に支払うべきもの
 - c. ATM及びCD手数料

第10条(過剰返済・相殺処理の取扱)

委託者が残債務額を超える返済をした場合、かかる返済により生じた預り金には乙は利息を付さず、返却方法および返却場所は、委託者の指定する委託者名義の指定金融機関への振込その他乙所定の手続によるものとします。

第11条(原契約の定め)

委託者が乙の保証により甲と原契約に基づき取引を行う場合には、本契約のほか原契約の各条項に従います。

第12条(求償権の譲渡、委託等)

委託者は、乙が将来本契約から生じた一切の求償権を金融機関、債権回収会社その他の第三者に対して譲渡または担保に供すること(証券化のために金融機関、債権回収会社等に対して譲渡または担保に供することを含みます。)、また、その際、委託者が乙に対して有し、または有することとなる無効・取消の抗弁権、消滅時効の抗弁権、弁済の抗弁権、相殺の抗弁権、その他一切の抗弁権を放棄し、これを譲受人に対して主張しないことにあらかじめ同意します。

また、委託者は、乙が求償権の管理、回収業務を債権管理回収業に関する特別措置法上の債権回収会社に委託することについても、あらかじめ同意します。

第13条(不可抗力によって生じた障害の免責)

乙は、情報システム、ネットワークまたは設備(乙が運営しているシステムおよび設備を含みます。)の故障や誤作動により生じた問題(委託者との間の取引に関する情報や信用情報機関等に対し提供する情報に誤りが生じたことその他本契約に基づく乙の義務の不履行または履行遅滞を含みます。)につき、委託者に対して一切の責任を負いません。但し、かかる故障や誤作動等が乙の故意または重大過失による場合はこの限りではありません。

第14条(約款の変更)

法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により本約款を変更する必要がある場合または民法その他の法令により認められる場合には、乙は、変更内容についてインターネットの利用、店頭掲示、郵送等適宜の方法で告知することにより、これを変更できるものとします。

第15条(反社会的勢力の排除)

- (1) 委託者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準じる者(以下併せて「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2) 委託者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用をき損し、または乙の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- (3) 委託者が暴力団員等もしくは本条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項における表明または確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、委託者との取引を継続することが不適切である場合には、乙は、委託者に対する通知により、委託者とのすべての契約をただちに解除することができます。なお、解除時に残債務がある場合は、委託者は債務全額を直ちに一括して支払うものとします。なお、本契約の解除後も、委託者が本契約に基づく残債務の履行を完了するまでは、かかる債務の履行に関する限り、本契約事項および本約款の関連条項(ただし、約定返済にかかる条項を除きます。)は有効に存続するものとします。
- (4) 本約款第7条第1項の届出の遅滞、住所地における不在など委託者の責めに帰すべき事由により、前項の通知が延着または到着しなかった場合には、その通知が通常到達すべき時に委託者とのすべての契約が解除されるものとします。
- (5) 本条第3項および第4項により委託者とのすべての契約を解除した場合、乙は、委託者に対し一切の損害賠償責任を負いません。また、乙に損害が生じたときは、委託者がその責任を負うものとします。

第16条(準拠法)

本約款および本契約に基づく委託者と乙との保証委託に係る契約その他の契約に関する準拠法は日本法が適用されるものとします。

第17条(管轄裁判所の合意)

本契約に関し紛争を生じたときは、委託者は、乙の本社、営業所等の所在地の簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

2023年1月4日改定

登録 No.10061 23.01